

非常勤講師の附属図書館利用方法について(ご案内)

附属図書館（2018年6月8日）

皆様にご連絡が遅れましたこと、深くお詫び申し上げます。

今年度(2018年度)から非常勤講師の方は契約期間に応じて附属図書館の利用方法が変わります。

非常勤講師の方が附属図書館を利用する場合、学務センターに申請して発行される「ICカード」が必要になります。従来、図書館が発行していた利用証（バーコード仕様）は、2018年度から使用できなくなりました。なお、利用できる期間は契約期間内で、契約期間外は学外者登録^(※1,2)をしていただくことでご利用することができます。利用期間と契約期間については、下記表組をご覧ください。

※1 他大学所属の教職員の方は学外者登録ができません。

※2 所属する大学が東海地区図書館協議会協定加盟校であれば、身分証の提示で入館可能です。閲覧・コピーはできますが、館外貸出は行っておりません。

■図書館利用期間と契約期間

図書館利用期間	契約期間		
	通年	前期のみ	後期のみ
前期 (4/1～9/13)	ICカード	ICカード	学外者登録 (7月は入館不可)
後期 (9/14～翌3/31)	ICカード	学外者登録 (1月は入館不可)	ICカード

※図書館利用期間の日付は2018年度の場合です。

※ICカード、学外者登録とも年度毎の更新となります。

利用手続きの方法

新規の場合

(1) ICカードの発行（2週間程度）

申請場所：学務センター（契約した学部の窓口）

(2) 学外者登録（即日発行）

申請場所：附属図書館

申請書類：「図書館資料利用申請書(新規用)」を提出してください。

※登録にあたっては本人確認のための公的な証明書（自動車運転免許証、保険証、外国人登録証明書など）と利用証に貼る証明写真(縦3.5cm×横3cm)が必要になります。

詳しくは図書館ウェブサイト (<https://www.meijo-u.ac.jp/library/>) をご覧いただくか、附属図書館カウンターにお問い合わせください。

更新の場合

(1) ICカード（2週間程度）

申請場所：学務センター（契約した学部の窓口）

(2) 学外者登録（即日更新）

申請場所：附属図書館

申請書類：「図書館資料利用申請書(更新用)」を提出してください。

※本人確認のための公的な証明書が必要になります。

その他ご不明な点がございましたら、附属図書館カウンターまでお問い合わせください。